

加工施設の整備などハード支援

1 農林水産物等の加工・販売のために必要な機械・施設を導入したい

団体

認定

補助

農林漁業者団体等が、地域の様々な業種の事業者と6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援します。

対象となる方

農林漁業者団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

支援内容

六次産業化・地産地消法（※1）又は農商工等連携促進法（※2）の認定を受けた農林漁業者団体等が制度資金等の融資を活用して行う、次の整備に対して支援します。（交付率：3/10以内（うち、中山間地（農業）及び市町村戦略に基づく取組については1/2以内）、交付金上限額：1億円）

① 農林漁業者団体が、認定を受けた総合化事業計画等に基づいて行う農林水産物等の生産・加工・販売等のために必要な機械・施設の整備

② 農林漁業者団体と連携する中小企業者が、認定を受けた農商工等連携事業計画に基づいて行う食品等の加工・販売のために必要な機械・施設の整備

（※1） 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

（※2） 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

※また、支援を受けるためには、農林漁業者団体が食品事業者、流通業者等と連携して取り組む必要があります。

ご利用方法

詳細は、下記にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

最寄りの地方農政局経営・事業支援部地域連携課等（74, 75ページの一覧をご覧ください。）

＜事業名：食料産業・6次産業化交付金のうち、加工・直売施設整備＞



オススメ ✓ 機械の導入等に対し、税の優遇措置を受けることもできます！（条件有）

詳しくは、**18** (P25)の「中小企業経営強化税制」をご覧ください。

➤ 資金の融資については、**12** 「農畜産物の加工・販売等を行うにあたり、その施設整備等に必要資金を借りたい」(P18)をご覧ください。

➤ 資金の出資については、**16** 「自由度の高い資金を使って、6次産業化の事業を開始・拡大したい」(P23)をご覧ください。

施設整備に係る費用を補助します。

対象となる方

農業者の組織する団体、都道府県、市町村 等

支援内容

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援します。

また、「攻めの農業」の実現に向け、集出荷・処理加工施設等の再編合理化、次世代施設園芸の地域展開、中山間地域の競争力強化、水田における高収益型農業への転換について、優先枠を設置することにより、積極的に支援します。

【優先枠の例】

- ・コスト低減に向けた乾燥調製施設等の再編
- ・高度環境制御技術と地域エネルギー等を活用した次世代型大規模園芸施設や生産性向上・規模拡大の技術習得に必要な温室の整備
- ・都道府県が作成する中山間地域の地域別振興計画に基づき行う取組に必要な産地基幹施設等の整備
- ・水稲から園芸作物に転換するための集出荷施設の整備 等

要件等

【採択要件】

1. 受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む)の常時従事者(原則150日以上)をいう。)が原則として、5名以上であること
2. 実施要領に定める面積要件を満たすこと
3. 整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること
4. 総事業費が5千万円以上 など

【交付率】…事業費の1/2以内など

対象となる施設

○耕種作物産地基幹施設整備

育苗施設
穀類乾燥調製貯蔵施設
農産物処理加工施設
集出荷貯蔵施設
生産技術高度化施設 など

○畜産物産地基幹施設整備

畜産物処理加工施設
家畜市場
家畜飼養管理施設
自給飼料関連施設 など

○耕種作物小規模土地基盤整備

ほ場整備
園地改良
優良品種系統等への改植 など

○飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備

飼料作物作付条件整備
放牧利用条件整備
水田飼料作物作付条件整備

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

最寄りの都道府県又は市町村

<事業名：強い農業づくり交付金>

捕獲鳥獣のジビエ利活用技術に関する研修会に参加できます。

対象となる方

地方自治体職員、農林漁業者 等

支援内容

<研修会への参加>

捕獲鳥獣をジビエとして利活用する技術（捕獲、衛生管理、加工、販売・マーケティング等）に関する研修を全国2ヶ所以上で開催します。



ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課鳥獣対策室 TEL：03-6744-2196

<事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害対策基盤支援事業>

捕獲鳥獣を地域資源(ジビエ)として活用するための処理加工施設の整備を支援します。

対象となる方

- ① 6次産業化の取組として整備する場合：農林漁業者団体*1等
- ② 鳥獣被害防止の総合対策として整備する場合：協議会*2 等

※1 六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者団体等

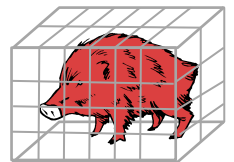
※2 協議会については、別に詳細を定めています。下記問い合わせ先に御確認下さい。

支援内容

- ①農林漁業者団体等が、加工・流通・販売にわたる経営の多角化に取り組む際に必要な、捕獲鳥獣を含む農林水産物等の加工用施設等の整備に対して補助します。（補助率：3/10以内（うち中山間地（農業）及び市町村戦略に基づく取組については1/2以内）、交付金上限額：1億円）

【1の再掲】

- ②市町村の被害防止計画に基づく捕獲鳥獣の処理加工施設の整備に対して補助します。（補助率1/2以内等）



ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

①最寄りの地方農政局経営・事業支援部地域連携課等（74,75ページの一覧をご覧ください。）

②農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課鳥獣対策室 TEL：03-3591-4958

<事業名：①食料産業・6次産業化交付金のうち、加工・直売施設整備

②鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、鳥獣被害防止総合支援事業 >

捕獲から搬送・処理加工が繋がったモデル地区の整備等を支援します。

対象となる方

民間団体 等

支援内容

ジビエの利用拡大が加速するよう、ビジネスとして持続できる安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区（処理頭数、衛生管理等の諸条件を確保）を12地区程度整備します。

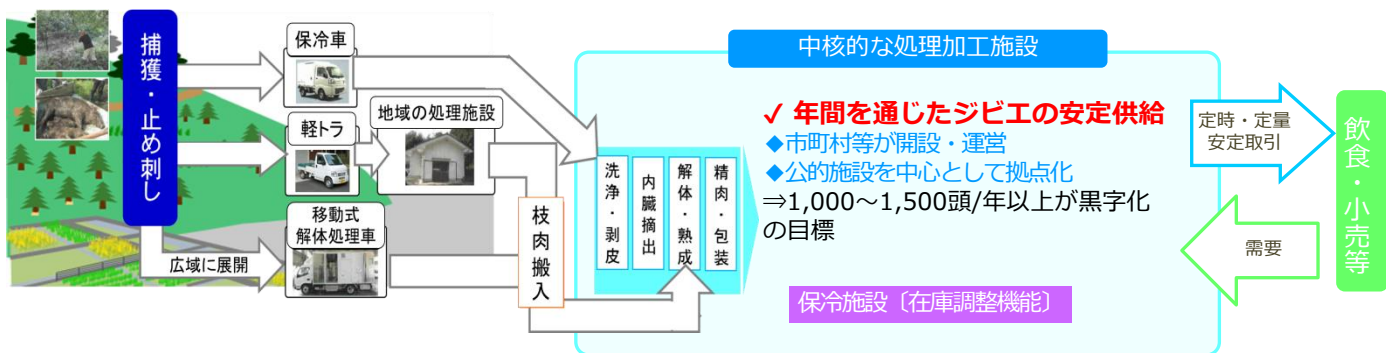
【ハード対策】

- ・在庫調整機能を持つ中核保冷施設、中核処理加工施設、移動式解体処理車（ジビエカー）、保冷車等の整備

【ソフト対策】

- ・コンソーシアム※の運営
 - ※市町村、処理加工施設、捕獲従事者、流通等の関係者により構成される組織
- ・ジビエビジネスの展開に向けた地域の取組（人材の確保、技能向上、流通・消費等の連携等）
- ・ICTによる捕獲から流通に至る情報管理の効率化（実証）等の支援

（補助率：事業費の1/2以内等（ハード対策）、定額（ソフト対策））



ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省農村振興局農村政策部農村環境課鳥獣対策室 TEL : 03-6744-2196

<事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金のうち、ジビエ倍増モデル整備事業>